

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例

第六十一条の二 青色申告書を提出する内国法人で、各事業年度終了の日において特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同法第四条第一項に規定する研究開発事業計画（以下この項において「研究開発事業計画」という。）又は同法第六条第一項に規定する統括事業計画（以下この項において「統括事業計画」という。）これらの規定の認定を受けた同法第十二条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同条第一項に規定する認定統括事業者（以下この項において「認定統括事業法人」という。）に該当するものが、当該各事業年度（当該認定の日から同日以後五年を経過する日までの期間（第四項において「認定期間」という。）内に終了する事業年度に限るものとし、認定研究開発事業法人にあつては第四十二条の四の規定又は第四十二条の十一若しくは同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を、認定統括事業法人にあつては

第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）において、当該認定に係る研究開発事業計画に記載された同法第二条第三項に規定する研究開発事業又は統括事業計画に記載された同条第四項に規定する統括事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 認定期間に終了する各事業年度（当該認定期間に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該認定期間に終了する各連結事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。）

において第一項の規定の適用を受けた法人（当該適用対象年度において第六十八条の六十三の三第一項の規定の適用を受けた連結法人に該当するものを含む。）が、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第五条第二項若しくは第三項の規定により同法第四条第一項の認定（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）を取り消され、又は同法第七条第二項若しくは第三項の規定により同法第六条第一項の認定（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の六十三の三第一項の規定により損金の額に算入された金額）の合計額は、これらの認定を取り消された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるもの

とし、前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の四第一項中「第六十六条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三章第四節の三を同章第四節の一とする。

第六十二条第一項中「第四十二条の七第七項」を削り、「第四十二条の十第五項」の下に「第四十二条の十一第五項」を加え、同条第六項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三まで」に、「及び第四十二条の七第二項」を「第四十二条の九第一項及び第四十二条の十二」に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の十一」に、「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条」に、「第一項中」を「第四十二条の十一第二項中」に、「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条」に、「第四十二条の十第二項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十

「第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「とする」を「」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十二条第一項」とするに改め、同条第八項中「関して法人税法第一百五十三条（同法第一百五十五条において準用する場合を含む。）」を「関して、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）」に、「質問又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第六十二条の三第一項中「第四十二条の七第七項」を削り、「第四十二条の十第五項」の下に「第四十二条の十一第五項」を加え、同条第四項第十一号中「第十二号の上欄のイ又はロ」を「第一号の上欄のイからハまで」に、「又は地区」を「その他これらの区域に類する地区として政令で定める地区」に改め、同条第八項中「第四十二条の七第七項」を削り、「第四十二条の十第五項」の下に「第四十二条の十一第五項」を加え、同条第十項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三まで」に、「及び第四十二条の十第二項」を「第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」に、「第四十二条の十第二項、第三項及

び第五項」を「第四十二条の十二」に、「第四十二条の九第一項中」を「第四十二条の十一第二項中」に、「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条」に、「第四十二条の十第二項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「」とする」を「と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十二条の三」とする」に改める。

第六十三条第一項中「第四十二条の七第七項」を削り、「第四十二条の十第五項」の下に「第四十二条の十一第五項」を加える。

第六十四条第一項中「次条まで」を「この条及び次条」に改め、同項第四号を削り、同項第三号の六を同項第四号とし、同条第六項中「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三並びに」を「から第四十六条の三まで及び」に改める。

第六十四条の二第二項中「ものに限る」の下に「第八項を除き、以下この条において「適格分割等」という」を加え、「当該適格分割又は適格現物出資」を「当該適格分割等」に改め、同条第三項、第四項第一号及び第五項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「適格現物分

配」の下に「収用等のあつた日以後に行われるものに限る。」を加える。

第六十五条第一項中「次条まで」を「この条及び次条」に改め、同項第一号中「第三号の六」を「第四号」に改める。

第六十五条の四第一項第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十号及び第十一号中「第三号の六」を「第四号」に改め、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 総合特別区域法第二条第二項第五号イ又は第三項第五号イに規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他他の政令で定める要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したもののに供するため買い取られる場合

第六十五条の七第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第十七号の」を「第九号の」に、「第十九号」を「第十号」に、「船舶について」を「資産について」に改め、

同項の表の第一号中「第十七号」を「第九号」に、「第五号の」を「次号の」に改め、同号の下欄のイ中

「又は林業」を「及び林業以外の事業」に、「あつては、」を「あつては」に、「この号、第五号及び第十一号」を「第三号まで」に改め、「いう。」の下に「のうち同項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域（以下この号において「特定区域」という。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては市街化区域」を加え、同欄の口中「装置」の下に「農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては特定区域内にあるものに限るものとし、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表の第二号から第四号までを削り、同表の第五号中「又は林業」を削り、同号を同表の第二号とし、同表の第六号の下欄中「第一号の下欄のイ又はロに」を「次に」に改め、同欄に次のように加える。

イ 土地等（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）

ロ 建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）

第六十五条の七第一項の表の第六号を同表の第三号とし、同表の第七号中「以下第九号まで」を「以下

この号及び次号」に改め、同号口を削り、同号ハ中「イ又は口に掲げる区域に」を「イに掲げる区域に」に改め、同号ハを同号口とし、同号の下欄中「上欄のイ又は口」を「上欄のイ」に、「上欄のハ」を「上欄の口」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第八号を削り、同表の第九号中「構築物」の下に「（イに掲げる区域のうち第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域内にあるものにあつては、事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等に限る。）」を加え、同号イ中「第二条第五項」の下に「近畿圏整備法第二条第五項又は中部圏開発整備法第二条第四項」を加え、同号の下欄中「第五号」を「第二号」に、「あつては農業」を「あつては、農業」に改め、「上欄の口に掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ」を削り、同号を同表の第五号とし、同表の第十号中「第五号」を「第二号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第十一号から第十三号までを削り、同表の第十四号を同表の第七号とし、同表の第十五号中「及び次号」を削り、同号を同表の第八号とし、同表の第十六号を削り、同表の第十七号を同表の第九号とし、同表の第十八号を削り、同表の第十九号中「前号の上欄に掲げる船舶に該当するものを除く」を「船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号において同じ」に改め、「漁船以外のものにあつ

ては、「」を削り、同号を同表の第十号とし、同条第四項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第七項中「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三並びに」を「から第四十六条の三まで及び」に改め、同条第九項及び第十二項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第十五項第二号中「第十七号」を「第九号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成二十三年三月三十日」を「平成二十六年三月三十日」に、「第十七号」を「第九号」に、「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第二項中「限る」の下に「。第八項を除き、以下この条において「適格分割等」という」を加え、「適格分割又は適格現物出資に係る」を「適格分割等に係る」に改め、同項第一号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項第二号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に、「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第三項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第四項第二号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に、「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第五項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第七項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第八項中「適格現物分配

() の下に「第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。」を加え、「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改める。

第六十五条の九中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第十七号」を「第九号」に改める。

第六十五条の十二第三項中「限る」の下に「。第九項を除き、以下この条において「適格分割等」という」を加え、「当該適格分割又は適格現物出資」を「当該適格分割等」に改め、同条第四項、第五項第二号及び第六項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第九項中「適格現物分配()」の下に「第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。」を加える。

第六十五条の十三第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「残額」の下に「の百分の八十に相当する金額」を加える。

第六十五条の十四第一項中「控除した金額」の下に「の百分の八十に相当する金額」を加え、同条第三項中「限る」の下に「。第九項を除き、以下この条において「適格分割等」という」を加え、「当該適格

分割又は適格現物出資」を「当該適格分割等」に改め、同条第四項、第五項第二号及び第六項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第九項中「適格現物分配」の下に「第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。」を加える。

第六十六条第七項中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五の二第一項」に改める。

第六十六条の二第十一項及び第十二項中「第六十八条の八十五の四第一項」を「第六十八条の八十五の三第一項」に改める。

第六十六条の四第二項中「各号に定める方法」の下に「のうち、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法」を加え、同項第一号中「(ニ)に掲げる方法は、イからハまでに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。」を削り、同項第二号中「次に掲げる方法(口に掲げる方法は、イに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。)」を「同号イ

から二までに掲げる方法と同等の方法」に改め、同号イ及びロを削り、同条第六項中「更正（第十五項）」を「更正（以下この条）」に、「同条第四十号」を「同法第二条第四十号」に、「決定（第十五項）」を「決定（第十八項）」に改め、同項第一号中「同項第二号イに掲げる」を「同項第二号に定める」に、「同項第一号イ」を「同項第一号ロ又はハ」に、「を除ぐ」を「に限る」に改め、同項第二号中「同項第二号ロに掲げる」を「同項第二号に定める」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十九項中「第六項まで」の下に「、第九項及び第十一項」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 21 第十八項の規定により読み替えて適用される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第十八条（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により読み替えて適用される第七十条

第三項」とする。

第六十六条の四第十六項中「法定納期限」の下に「（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るもの除去。）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「賦課決定（以下この項）を「賦課決定（以下この項）」に改め、「から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除去。）」を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第十八項（国外関連者の取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第六十六条の四第十八項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十六条の四第十五項（国外関連者の取引に係る課税の特例）」と、同法」を「第六十六条の四第十八項」と、同法」に、「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十五項」を「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第六十六条の四第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十六条の四第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九（第四項を除く。）及び第七十四条の十の規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁の当該職員又は法

人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員に第八項に規定する同種の事業を営む者に対し実地の調査において同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十四条の九第一項	若しくは税務署長又は税関長	又は税務署長
調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行う	国税庁等又は税関	国税庁等
	納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等（以下「納税義務者等」という。）	租税特別措置法第六十六条の四第八項（国外関連者との取引に係る課税の特例）に規定する同種の事業を営む者
調査		

ものに限る。以下同条までにおいて同じ。）

第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）

同項

納税義務者等（当該納税義務者又

同種の事業を営む者

は調書等の提出義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第一項において同じ。）

事項を

事項（第四号に掲げるものを除く。）を

帳簿書類その他の物件

帳簿書類

第七十四条の九第二項

当該納税義務者等

租税特別措置法第六十六条の四第

					八項に規定する同種の事業を営む者
					八項に規定する同種の事業を営む者
納稅義務者等	第七十四条の九第五項	同項第一号	第一項第一号	第五号及び第六号	租税特別措置法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者
する同種の事業を営む者	第七十四条の十第一項	から第六号まで	第一項第一号	、第五号及び第六号	租税特別措置法第六十六条の四第十一項（国外関連者との取引に係る課税の特例）において準用する前条第一項

第七十四条の十第二項	同項	国税庁等若しくは税関
納稅義務者等	同条第十一項において準用する前項	国税庁等
租税特別措置法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者	条第一項	同条第十一項において準用する前項
前条第一項各号	前条第一項各号	前条第一項
及び第二号	、第二号及び第四号	、第二号及び第四号

第六十六条の四第八項の次に次の二項を加える。

9 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

第六十六条の四の二第一項中「前条第十五項第一号」を「前条第十八項第一号」に改める。

第六十六条の六第三項中「特定外国子会社等」を「特定外国子会社等で、」に改め、「業務」の下に「として政令で定めるもの（以下この項において「統括業務」という。）」を加え、「を除く。」を除く。」を「（以下この項において「事業持株会社」という。）」を除く。」以外のもの」に改め、「その主たる事業」の下に「（事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項第一号中「除く」の下に「。第四号において「発行済株式等」という」を、「割合が」の下に「当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日）において、」を加え、「（第四号において「特定法人」という。）」を削り、「合計額又は」を「合計額及び」に改め、同項第二号及び第三号中「又は」を「及び」に改め、同項第四号中「特定法人の」を削り、「次号」を「以下この号及び次号」に、「による対価の額」を「に係る対価の額（当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号

において同じ。）「に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第五号中「による」を「に係る」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第六号中「費用の額」の下に「（当該特定外国子会社等が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同項第七号中「費用の額」の下に「（当該特定外国子会社等が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同条第五項第一号中「収入金額」の下に「として政令で定める金額」を加える。

第六十六条の九の二第四項第一号中「割合が」の下に「当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日）において、「（第四号において「特定法人」という。）」を削り、「合計額又は」を「合計額及び」に改め、同項第二号及び第三号中「又は」を「及び」に改め、同項第四号中「特定法人の」を削り、「次号」を「以下この号及び次号」に、「による対価の額」を「に係る対価の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総

額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号において同じ。」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第五号中「による」を「に係る」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第六号中「費用の額」の下に「（当該特定外国法人が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同項第七号中「費用の額」の下に「（当該特定外国法人が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同条第五項第一号中「収入金額」の下に「として政令で定める金額」を加える。

第六十六条の十第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十一の二第一項中「をいう」の下に「以下この条において同じ」を加え、「支出した寄附金の額」を「その収益事業以外の事業のために支出した金額」に改め、同条第九項中「前項まで」を「第八項まで及び前二項」に改め、「第三項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第十二項と

し、同条第八項の次に次の三項を加える。

9 第三項の認定を受けた法人がその認定を取り消された場合には、当該法人がその取消しの基団となつた事実が生じた日を含む事業年度からその取消しの日を含む事業年度の前事業年度までの各事業年度においてその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額で当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、当該法人のその取消しの日を含む事業年度において行う収益事業から生じた収益の額とみなす。

10 前項の場合において、同項の法人がその取消しの日に収益事業を行つていないものであるときは、当該法人は、その取消しの日において新たに収益事業を開始したものとみなす。この場合において、その取消しの日を含む事業年度については、法人税法第六十六条第四項の規定は、適用しない。

11 前項の場合において、同項の法人がその取消しの日から同日を含む事業年度終了の日までの間に新たに収益事業を開始したときは、法人税法第十三条及び第十四条第一項第十九号の規定にかかわらず、その取消しの日からその開始した日の前日までの期間及びその開始した日から当該事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

第六十六条の十三第一項第一号中「第六十六条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第六十七条の二第一項中「（医療法）の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加え、「百分の二十二」を「百分の十九」に改め、同条第二項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第六十七条の三第一項中「平成二十四年三月三十日」を「平成二十七年三月三十日」に改め、「肉用牛が」の下に「財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、」を加え、「場合には、五十万円未満」を「場合には五十万円未満とする。」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第三項中「当該免税対象飼育牛」を「免税対象飼育牛」に、「算入される額」を「算入される金額」に改め、同条第五項中「二千頭」を「千五百頭」に改める。

第六十七条の四第一項中「減価補てん金」を「減価補填金」に改め、同条第三項中「受け、その」を「受け、かつ、その」に、「この条」を「この項、第十項及び第十七項」に改め、同条第五項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限る。第十項及び第十七項を除き、以下この条において「適格分割等」という。）」に、「当該適格分割又は適格現物出資」を「当該適格分割等」に改め、同条第六項第二号及び第七項中「適格分割又は適格現物出資」を「適

格分割等」に改め、同条第十二項中「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三並びに」を「から第四十六条の三まで及び」に改め、同条第十八項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第六十七条の十四第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による発行をした基準特定出資（特定出資（資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。以下この号において同じ。）のうち）を「基準特定出資（特定社員（資産流動化法第二条第五項に規定する特定社員をいう。）の権利（資産流動化法第二十七条第二項各号に掲げる権利をいう。）に係る事項として財務省令で定めるものの記載がない）に、「特定出資を有する特定社員（資産流動化法第二条第五項に規定する特定社員をいう。）の資産流動化法第二十七条第二項各号に掲げる権利に係る事項として財務省令で定めるものの記載があるもの以外のもの」を「係る特定出資（資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。）」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。